

《鳴門市農業委員会 11月総会 議事録》

開催日時 令和元年11月26日(火) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番	大西 善郎	2番	小川 利	3番	小田 常雄
4番	金田 善雄	6番	齋藤 はつ子	7番	柴田 精治
8番	谷口 清美	10番	中井 弘	11番	仲須 眞理
12番	長谷目 隆	13番	濱堀 秀規	14番	林 博子
15番	板東 幸雄	16番	藤本 詳治	17番	増金 義文
18番	松村 多美子	20番	八木 健治		

欠席委員

5番	木下 茂	9番	手塚 弘二	19番	向 栄治
----	------	----	-------	-----	------

議 案

議案第1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について	1件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	11件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	4件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
③農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	4件
④農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法)	8件
⑤使用貸借解約について	1件
⑥農地であることの証明願について	2件
⑦非農地証明願について	2件
⑧地目照会について	1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から令和元年11月の農業委員会を開会いたします。

開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。

それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。

委員定数20名の内、出席委員17名、欠席委員3名であり過半数に達しております。

よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。

この後の進行につきましては、谷口会長様にお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。

本日の署名人は、3番 小田委員、6番 齋藤委員にお願いいたします。

それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。

まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について 1件>

・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等あればお願いいたします。

ご質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。

『議案第1号』について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、議案第1号については原案どおり承認いたします。

以上で『議案第1号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第2号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 < 2. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件 >  
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。  
まず、申請番号1番の案件について地元委員さんお願いします。

事務局係長 地元委員の手塚さんが欠席されていますので、事務局の方で意見を代読させていただきます。  
申請地は、ドイツ館の南東に位置する農地です。  
申請人は、申請地の管理で悩んでいたところ、日当たりが良く太陽光発電事業に適していることが確認できたため、今回の申請となりました。  
計画については、砕石を敷設して整地を行い、施設周囲には畦畔とフェンスを新設することで被害防除を図ります。雨水については地下浸透で対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、ドイツ館から南東へ約260mに位置する農地であり、  
県道 徳島北灘線と板東谷川により区分された10ha未満の広がりない農地で、  
第2種農地に該当します。  
申請人は、申請地の管理で悩んでいたところ、日当たりが良く太陽光発電事業に適していることが確認できたため、今回の申請となりました。  
事業計画では、太陽光発電パネルを224枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。  
本設備は令和元年10月に四国経済産業局から再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けており、四国電力株式会社との電力供給契約も締結されております。  
計画では、砕石を敷設して整地を行い、施設周囲には畦畔とフェンスを新設することで被害防除を図ります。また雨水については地下浸透で対処する計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。  
申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

谷口会長 申請番号1番については原案通り承認することといたします。  
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。  
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第5条許可申請 11件>  
・申請番号1～11について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。  
申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

小川委員 2番の小川です。申請地は、明神小学校の北西に位置する農地です。  
借人は、鳴門町高島に本店があり土木工事等の事業を行っています。  
今回、既存の資材置場の賃貸借契約が終了するため、新たな資材置場を探していたところ、主要道路に近い申請地について借りることを貸人と合意したため今回の申請となりました。  
事業計画では、山土で盛り土を行い、既存のコンクリート壁にて被害防除を図ります。排水については雨水のみのため、地下浸透で対応する計画です。周辺農地等への影響も軽微であることなどから許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、明神小学校から北西へ約1kmに位置する農地であり、雑種地と山林で分断された市街化調整区域内10ha未満の広がりのない第2種農地に該当します。  
借人は、鳴門町高島に本店があり土木工事等の事業を行っています。  
今回、既存の資材置場の賃貸借契約が終了するにあたり、新たな事業用資材置場としての適地を探していたところ、主要道路に近い申請地について、借り受けることを貸人と合意したため、今回の申請となりました。  
事業計画では、山土で盛り土をした後に整地をし、資材置場として使用し、既存のコンクリート壁にて被害防除を図ります。排水については雨水のみのため、地下浸透で対応します。また、現在借り受けている資材置場は現に利用している状況を確認済みです。  
資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であるため、事業計画については適当と認められます。

谷口会長                   それではお諮りいたします。  
申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

谷口会長                   申請番号1番については原案どおり承認することといたします。  
次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。

大西副会長                1番。申請地は、禅定寺の南東に位置する農地です。  
譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、譲渡人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めるため、今回の申請となりました。  
事業計画では、碎石を敷設した後に整地を行い、施設周囲にはフェンスを新設することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみで地下浸透にて対処をする計画であるため許可しても問題ないと考えます。

谷口会長                   ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長                申請地は、禅定寺の南西約490mに位置する農地であり、山林と住宅地で分断された10ha未満の広がりのない農地であり、第2種農地に該当します。  
借人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、貸人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めることから、今回の申請となりました。  
事業計画では、太陽光発電パネルを300枚設置し、49.5kwの発電出力が見込まれております。  
本設備は平成31年2月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力㈱との電力受給契約も平成30年11月になされております。  
事業計画では、碎石を敷設した後に整地を行い、施設周囲へのフェンス新設により被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長                   それではお諮りいたします。  
申請番号 2 番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

谷口会長                   申請番号 2 番については原案どおり承認することといたします。  
次に、申請番号 3 番・4 番の案件について地元委員さんからご意見を申し上げます。

大西副会長                1 番。申請地は、旧北灘東小学校の南東にある農地です。  
借人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、貸人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めるため、今回の申請となりました。  
事業計画では、碎石を敷設した後に整地を行い、施設周囲にはフェンスを新設することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみで地下浸透にて対処をする計画であるため許可しても問題ないと考えます。

谷口会長                   ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長                申請地は、旧北灘東小学校の南東約 150m に位置する農地であり、山林と住宅地で分断された 10ha 未満の広がりのない農地であり、第 2 種農地に該当します。  
借人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、貸人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めることから、今回の申請となりました。  
事業計画では、太陽光発電パネルを 226 枚設置し、49.5kw の発電出力が見込まれております。  
本設備は平成 31 年 2 月に 10kw 以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力㈱との電力受給契約も平成 30 年 12 月になされております。  
事業計画では、碎石を敷設した後に整地を行い、施設周囲へのフェンス新設により被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長                   それではお諮りいたします。  
申請番号3番及び4番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

谷口会長                   申請番号3番及び4番の案件については原案どおり承認することといたします。  
次に、申請番号5番の案件について地元委員さんからご意見をお願いします。

大西副会長                1番。申請地は、旧北灘西小学校の北東に位置する農地です。  
譲受人は、淡路島にてすじ青のりの養殖を行っており、業務拡大として鳴門市内にて新たな養殖場を計画していたところ、譲渡人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、売買が成立したため、今回の申請となりました。  
事業計画は、造成して砕石を敷設した後、養殖用水槽を設置する計画で、既設の擁壁にて被害防除を図ります。水槽の排水については、既存水路に排出する計画であり、地元水利組合の同意を得ています。雨水については、地下浸透にて対処をする計画です。周辺農地への影響も少ないことから許可しても問題ないと考えます。

谷口会長                   ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長                申請地は、旧北灘西小学校の北東約500mに位置する農地であり、周囲を国道11号線と宅地で分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、淡路島ですじ青のりの養殖を行っており、業務拡大として鳴門市内にて新たな養殖場を計画していたところ、譲渡人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、売買が成立したため、今回の申請となりました。

事業計画では、山土にて造成を行い、砕石を敷設した後に養殖用水槽を設置する計画で、既設の擁壁により被害防除を図ります。水槽の排水については、排水管を設置して既存水路に排出することとしており、地元水利組合の同意を得ています。雨水については、地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も少ないことなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長                   それではお諮りいたします。  
申請番号5番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

谷口会長                   申請番号5番については原案どおり承認することといたします。  
次に、申請番号6番～11番の案件について地元委員さんからご意見をお願いいたします。

事務局係長                地元委員の手塚委員が欠席されていますので、事務局の方で意見を代読させていただきます。

申請地は、極楽寺の南西に位置する農地です。

譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、譲渡人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めるため、今回の申請となりました。

事業計画では、整地のみを行い、施設周囲には新設するフェンスにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画であるため許可しても問題ないと考えます。

谷口会長                   ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長                申請地は、極楽寺の南西約700mに位置する農地であり、周囲を県道 鳴門池田線と宅地及び山林で分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、譲渡人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めるため売買が成立し、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを1,920枚設置、499.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は平成31年3月に50kw以上2,000kw未満の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も平成30年10月になされております。

事業計画では、整地のみを行い、施設周囲にはフェンスの新設により被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も少ないことなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長                   それではお諮りいたします。  
申請番号6番～11番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

谷口会長                   申請番号6番～11番については原案どおり承認することといたします。  
以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。  
次に『議案第4号』報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長                <4. 報告事項       8件>

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	4件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
③農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	4件
④農地法第18条第6項の規定による通知について（経営基盤法）	8件
⑤使用貸借解約について	1件
⑥農地であることの証明願について	2件
⑦非農地証明願について	2件
⑧地目照会について	1件

谷口会長                   ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

谷口会長                   それでは『議案第4号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。  
以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。  
その他、何かございますか。  
それでは、これをもちまして令和元年11月の総会を終了いたします。  
ありがとうございました。

閉会 14時40分

令和元年11月26日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 小田 常雄

議事録署名者 齋藤 はつ子